

岩出市火葬場指定管理者仕様書

1 趣 旨

本仕様書は、岩出市火葬場設置及び管理条例（平成20年岩出市条例第19号）（以下「条例」という。）に基づき、火葬場の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について、申請者が事業計画を立案するに当たり、基本的な指針を示すことを目的とする。

2 火葬場の管理に関する基本的な考え方

火葬場を管理運営するに当たり、次の項目に沿って行うこと。

- (1) 「墓地、埋葬等に関する法律」その他関係法令を遵守し、その趣旨を理解したうえで管理を行うこと。
- (2) 利用者の心情に配慮し、サービスの提供に努めること。
- (3) 公平性の維持を図ること。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。
- (5) 効率的な運営に努め、管理運営費の縮減に努めること。

3 施設の概要

- (1) 対象施設 岩出市火葬場

- ① 所在地 岩出市根来2273番地の5

- ② 施設概要

ア 竣工年月日 昭和45年9月

イ 内 容 火葬棟（火葬炉4基、炉室、事務室等）、待合室、駐車場等

- ③ 改修工事

ア 工 期 令和7年12月22日から令和10年3月31日

イ 工 事 概 要 火葬炉設備4炉の入替、電気設備の更新、建築物の改修及び外構の工事

ウ 工事受注者 住 所 新潟県新潟市中央区女池神明2-3-12
氏 名 株式会社コモンテックス

4 勤務日及び使用時間

- (1) 勤 務 日：条例第9条の規定に基づき、市長が許可した火葬場を使用する日

- (2) 使用時間：午前9時から午後5時まで

※ 指定管理者は、使用時間等について、新たな視点から柔軟に検討し、提案することができる。

5 指定管理者が行う業務

火葬に関する業務	火葬業務、炉前業務、収骨業務、火葬場使用許可確認業務、火葬済証明発行業務、残骨灰処理業務
火葬場の施設、設備等の維持管理に関する業務	施設設備維持管理業務、環境衛生維持管理業務、防犯業務、施設保全業務、危険物管理業務
その他管理運営上、市長が必要と認める業務	庶務業務、各種記録及び報告業務、火葬予定確認業務、災害対応業務、引継業務

※ 詳細については、別表のとおり

※ 令和9年4月1日前において既に使用申請があり、許可されている施設使用があった場合については、前期指定管理者から引き継ぐものとする。

※ 指定管理者が業務を行う際は、火葬場が指定管理者により管理運営されている施設であることを利用者に示すため、指定管理者名等を施設内の見やすい場所に表示するものとする。

なお、設置に当たっては、市と協議するものとする。

6 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

7 法令等の遵守

業務の遂行に当たっては、本仕様書のほか、次の法令等に基づかなければならない。

なお、本契約期間中に法令等の改正があった場合には、改正された内容に基づくものとする。

- ・ 地方自治法
- ・ 墓地、埋葬等に関する法律
- ・ 岩出市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- ・ 岩出市火葬場設置及び管理条例
- ・ 岩出市情報公開条例
- ・ 岩出市個人情報保護条例
- ・ 岩出市行政手続条例
- ・ その他関係法令等

8 指示事項

- (1) 火葬業務をはじめとする各業務内容を熟知のうえ、その遂行に努めるとともに、常に施設・設備の維持及び周辺的美観の保持に努め、その管理を適正に行うこと。
- (2) 業務で知り得た個人情報の保護を徹底すること。
- (3) 遺族等に接する場合において、制服、名札を着用し、言動等に十分留意するとともに、第三者に不快の念を与えないこと。また、公平な運営に努めること。
- (4) 利用者の意見、苦情等に対し誠意を持って対応すること。

- (5) いかなる場合においても、金品の収受等それに類する行為をしてはならない。
- (6) 緊急時対応マニュアルを作成し、従事する者に指導を行うとともに市に報告すること。
- (7) 危険物取扱者の資格を有する者を選任し、所管する消防署に届出を行うとともに、市に報告すること。
- (8) 火気には細心の注意を払うなど防火管理に努めるとともに、非常時における初期対応に関する教育・啓発を徹底すること。
- (9) 火葬場改修工事は火葬炉4炉のうち、2炉ずつ入替を行うため、2炉での火葬となることから、適正な運営及び維持管理を行うこと。

9 指定管理費等

指定管理費は、会計年度ごとに予算の範囲内で執行する。

なお、支払時期及び支払方法等の詳細は、別途、協定を締結するものとする。

10 原状回復義務

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は設備を速やかに原状に回復すること。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

11 損害賠償義務

指定管理者は、故意又は過失により施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償すること。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

12 立入検査

市は、必要に応じて施設、物品、各種帳簿等の検査を行うことができる。

13 物品・消耗品等の所有権

指定管理者に貸付ける物品は、市の所有とし、その使用及び保管は十分注意すること。

また、指定管理者が自ら購入・搬入し、保管していた物品等については、その指定期間満了時において、適切に搬出すること。

なお、市が貸付ける物品は、別紙「岩出市火葬場物品リスト」のとおりとする。

14 環境への配慮

指定管理者は、管理業務の遂行に当たって、環境の保全に関する法令等を遵守するとともに、次のような環境への配慮に努めること。

- (1) 環境に配慮した物品等の購入を推進すること。
- (2) 廃棄物の発生抑制に取り組むこと。

(3) エネルギー及び消耗品使用量の節減の取組を推進すること。

15 事前準備及び業務の引継ぎ

指定管理者の指定を受けた法人その他の団体は、円滑に業務が遂行できるよう管理業務を開始する前に指定管理に係る事前準備を行うとともに、現在、指定管理業務を行っている者から業務の引継ぎ（火葬業務に係る技術指導を含む。以下同じ。）を受けること。

また、指定管理者は、指定期間の満了若しくは指定の取消し等により、指定が終了となるときは、次期管理者等が決定し、業務の引継ぎが完了するまでの間、市の指示に従わなければならない。又、業務の引継ぎが完了したときは、双方で書面を取り交わし、その写しを市に提出すること。

なお、引継ぎに係る経費については、次期管理者等が負担する事前準備のための経費を除き、指定管理者が負担するものとする。

16 協 議

この仕様書に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ決定する。

(別表)

(1) 火葬に関する業務

項 目	内 容
火葬業務	① 火葬炉の運転は、炉メーカーが作成した火葬炉設備取扱説明書に従い、適切な焼骨の状態になるまで、安全に火葬を行うこと。 ② 棺到着から火葬終了まで円滑に業務を遂行すること。 ア 着火から冷却までの火葬業務 イ 火葬台車上の焼骨確認及び収骨後の台車清掃 ウ 台車置場、炉裏全般の清掃と整理整頓 エ 燃料等の消費量及び火葬時間の測定及び記録 ③ 火葬炉の性能及び機能を維持し、火葬業務が安全かつ円滑に行われるよう、必要の都度、火葬炉及び関連設備の運転上、支障がないかどうかの確認を行うこと。 ④ 確認作業により、火葬炉を停止しなければならない状況を確認した場合は、速やかに市に報告し、指示を仰ぐこと。 ⑤ 火葬中は、再燃焼バーナーを常時稼働させ、黒煙を発生させないこと。燃料費（灯油代）の節約等を理由に、火葬中に再燃焼バーナーを停止してはならない。
炉前業務	① 遺体を受け入れ、棺、遺族関係者を炉前及び告別の場所へ誘導するとともに、告別終了後、喪主等の遺族代表の立会いのもとに、棺を安全に入炉すること。 ② 遺族関係者に、収骨予定時間について説明すること。
収骨業務	火葬終了後は、焼骨を炉内から出炉し、安全に収骨できるよう用意を整え、喪主及び遺族関係者に収骨の方法について、適切な指導・補助を行うこと。
火葬場使用許可 確認業務	火葬場使用許可証を受領し、記載事項の確認を行うこと。
火葬済証明発行 業務	火葬終了時間等を確認し、火葬済証明証に必要事項を記入し、公印（火葬場管理者印）押印後、遺族に発行すること。
残骨灰処理業務	残骨灰を収集貯蔵し、適正に処理すること。

(2) 火葬場の施設、設備等の維持管理に関する業務

項 目	内 容
施設設備維持管理 業務	① 建物、火葬炉、エアコンその他設備について、日常の保守点検を行い、当該指定管理を受けた時点での性能を維持すること。 また、市が新たに当該施設の運営上必要と思われる設備等を設置した場合、それらの点検及び保守管理を含むものとする。

	② 日常の火葬炉保守点検に加えて、炉メーカーの点検を年２回行うこと。 ③ 火葬場の物品について、日常の保守管理等を行い、常に良好な状態に保つこと。 ④ 施設の運営に支障をきたすことのないよう、使用する燃料の補給及び消耗品等の在庫管理等を行うこと。 ⑤ 廃棄物の適正処理を行うこと。 ⑥ 施設の管理運営を適切に行うため、必要の都度、火葬炉及び関連設備を補修すること。火葬炉設備については、供用開始後２年間は炉メーカーの瑕疵担保責任により修繕を行う。ただし、消耗品（耐火台車、レンガ等）については、炉メーカーの瑕疵担保責任の範囲に含まれないものとする。瑕疵担保責任の期間が終了した後は、指定管理者が修繕を行うものとする。 ⑦ 自家発電装置の定期的な操業を行うこと。（月２回）
環境衛生維持管理業務	施設・設備の美観の維持及び衛生環境を恒常的に保つため、清掃業務を適切に行うこと。 ① 別途、市が指定する進入路内の方面等の除草・立木伐採・剪定・消毒（年２回） ② 火葬場及び待合室の定期清掃（ワックス掛け・窓拭き）（年３回） ③ 火葬場及び待合室等の清掃業務（随時） ④ 火葬場屋根の落葉等除去業務（随時） ⑤ 火葬場敷地内の清掃及び除草（随時）
防犯業務	火葬場施設の機械警備の設定及び解除、また火災・盗難・破壊・不法行為等を防止するとともに、火葬場の円滑な管理運営を行うこと。
施設保全業務	施設を安全かつ安心して利用できるよう、日常的に施設の保全に努め、建物や設備等の不具合を発見した場合には速やかに市に報告すること。
防火管理及び危険物管理業務	法令に基づく危険物取扱主任者としての業務を行うとともに防火管理対策を講じること。

（３）その他管理運営上、市長が必要と認める業務

項 目	内 容
庶務業務	契約、物品等の購入及び支払、各種届出等に関すること。
各種記録及び報告業務	① 業務日誌、施設設備点検記録、公印使用簿等を整備し、必要な記録を行い定期的に市へ提出すること。 ② 日常業務における課題等があれば随時市に報告すること。

火葬予定確認業務	火葬場を使用する日の前日及び使用する日の当日火葬場に出勤した時点でそれぞれ確認のため市に連絡すること。
災害対応業務	台風等の風水害及び地震の災害時には、市からの指示等により待機体制を確保し、必要に応じて被害調査、報告、応急措置を行うこと。
引継ぎ業務	次期管理者等への引継ぎ（火葬業務の技術指導を含む。）を行う場合、適切かつ速やかに行うこと。

別紙

岩 出 市 火 葬 場 物 品 リ ス ト

番号	品 名	規格（メーカー・品番等）	材質	寸法（単位：mm）	数量	備 考
1	事務机	チトセ	スチール製	W1060 D730 H740	1	
2	折りたたみ机		天板 木製・脚部 スチール製	W1800 D440 H710	2	
3	折りたたみ机		天板 木製・脚部 スチール製	W1500 D450 H710	1	
4	4連椅子	LION LO - 5014FG	座部 布製・脚部 スチール製	W2300 D600 H800	1	背もたれ付
5	4連椅子	LION	座部 布製・脚部 スチール製	W2300 D500 H350	1	背もたれ無
6	折りたたみ椅子	チトセ	座部 布製・脚部 スチール製		5	
7	物置	ヨドコウ	スチール製	W2900 D1150 H2200	2	
8	棺台車		スチール製		1	
9	焼香台		木製	W1210 D460 H790	1	
10	台		木製	W1200 D450 H750	1	収骨用
11	灰皿スタンド	コクヨ SS - 80N	スチール製	W200 D200 H650	2	
12	電話機	日立 HI - N5			1	
13	車椅子	カワムライクル KR - 500			1	
14	書庫	ウチダ	スチール製	W880 D510 H880	1	
15	長椅子		座部 布製・脚部 木製	W1500 D650 H700	1	3人掛
16	衣装ロッカー	ネゴス	スチール製	W900 D510 H1800	1	4連
17	レターケース		プラスチック製	W350 D280 H750	1	16段
18	事務椅子		スチール製		1	肘掛付
19	ヒナ壇		木製	W2000 D870 H1000	1	2段
20	蓮花台		塩ビ製	H900	2	
21	蠟燭立て		鉄製	H550	2	
22	厨子型仏壇		木製（黒塗）	W300 D250 H670	1	木彫仏像 含

別紙

岩 出 市 火 葬 場 物 品 リ ス ト

番号	品 名	規格（メーカー・品番等）	材質	寸法（単位：mm）	数量	備 考
23	厨子台		木製	W600 D300 H160	1	
24	花台		陶器	H200	2	
25	りん（大）			φ 240 H240	1	
26	りん（小）				1	
27	りん台			φ 260 H260	1	
28	りんふとん				1	
29	焼香用香炉		プラスチック製		2	
30	線香立て		陶器		1	
31	線香灰つぼ		陶器		1	
32	はしご		アルミ製	H8600	1	2つ折
33	一輪車				1	
34	屑入れ	コクヨ イレー R 60	スチール製	φ 230 H600	3	
35	屑入れ	コクヨ P F－FW11F2		W410 D480 H750	1	カン・ビン用
36	消火器（大）	YA－ 5 0			1	
37	消火器（小）	MA－ 4 型 B			2	
38	棺搬送用自走式 リフト台車	EDL2－ 3 3 3 6			1	
39	傘立て				1	
40	エアコン				1	
41	机				1	
42	屋外タンク消火器	Y P M－ 1 0			1	